

# 後期高齢者医療制度の

## 被保険者証が切り替わります

後期高齢者医療は75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の全ての方が加入する医療制度です。

8月1日から使用する新しい被保険者証を、7月末日までに簡易書留で郵送します。被保険者証が届きましたら記載内容に誤りがないか確認してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。  
※保険料に未納がある方は、来庁のうえ受領をお願いします。

後期高齢者医療保険被保険者証の例

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和3年 7月31日

被保険者番号 12345678

住所 山武郡横芝光町●●●●●●番地

氏名 ●●●●●● 性別 ●

生年月日 昭和●●年●●月●●日

資格取得年月日 平成●●年●●月●●日

発効期日 平成●●年●●月●●日

交付年月日 令和2年 8月 1日

一部負担金の割合 1割

保険者番号 ●●●●●●

保険者名 千葉県後期高齢者医療広域連合 印

▶薄い黄色

### 医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

病院等で受診した際の窓口負担割合は、前年の所得に応じて1割または3割となります。

3割負担の方で、申請により負担割合が1割に変更できる方へは6月に「基準収入額適用申請書」を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、住民課国保年金班へ申請してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方（低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方）は、病院等での窓口負担の上限が低く抑えられ、入院時の食事や居住費が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

3割負担の方のうち、一定の基準を満たす方についても、申請により限度額適用証が発行できます。認定証は申請月の初日から有効です。

- ◎手続きに必要なもの
- ・被保険者証
- ・印かん

### 被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

- ◎手続きに必要なもの
- ・本人確認ができる証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）
- ・印かん

## 所得区分表

所得区分		条件
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯にいる被保険者
	Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）	
	Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）	
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方	
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税となる被保険者（低所得者Ⅰ以外の方）	
低所得者Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者</li> <li>・世帯全員が住民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給していること</li> </ul>	